

## H26.6.17「被災動物の救済とあるべき法制度」の御報告

平成26年8月20日

〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階  
事務局 公益財団法人日本動物愛護協会内  
緊急災害時動物救援本部 御 中

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階  
植田法律事務所  
THEペット法塾代表  
弁護士 植 田 勝 博  
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

緊急災害時動物救援本部におかれましては動物愛護に向けての御尽力を頂き有り難うございます。

当会は、平成26年6月17日に、衆議院第一議員会館大会議室にて、「被災動物の救済とあるべき法制度」（主催：THEペット法塾、共催：全国動物ネットワーク）を開催致しました。300人のご出席があり、被災動物の現場の報告とシンポジウムにて議論がなされました。

従来、被災動物が放置されてきた問題の原因と今後の取組のあり方が討議をされました。

緊急災害時動物救援本部に対してなされた議論と意見は次のとおりです。

- 1 被災動物の救済のための全国からの義捐金7億円について、次の問題が指摘されました。
  - (1) 時期的に遅れた支援
  - (2) 義捐金を投資信託に回したこと
  - (3) 現場の被災動物へ届かない使用
  - (4) 用途が動物のためというよりも事業者の事業のために使われるなど用途に問題があったこと

- (5) 現在残されている被災動物の救済や支援に機能がされていないこと  
現場の救援者が円滑に支援金を受けられるための手続が用意されていないこと
- (6) 約1億8000万円の義捐金を手元に残したまま支援を終了しようとしたこと
- (7) 牛、豚、馬などの家畜等の保護は極めて不完全で、無惨な最期の紹介がされました。動物愛護法改正法の付帯決議において、被災動物のこれらの動物の保護が決議されましたが、基本的に全く機能しなかった実態が報告されました。

## 2 今後の取り組みのあり方

- (1) 緊急対策本部の受託寄付金は、寄付者の意思に反していると認められること  
「牛や豚等の産業動物も生存の機会を与えることを求める」動物愛護法付帯決議10項の趣旨にも反する。
- (2) 被災動物の実態と被災動物の保護されている状況の実態把握が適切になされること。  
早急に、動物の保護について経験豊富な民間団体、市民ボランティアの意見を聴き、連携をして、実態の把握と被災動物の救済の施策がとられることが必要です。
- (3) 残金を支援に回すとの「東日本大震災被災ペット救護基金の管理及び執行要綱」によれば、「被災ペット」として、飼養する動物と被災により被災者から逸走・放浪している犬・猫等に限定していることは問題であり、
  - ① 被災者、所有者と離れた、野良犬・野良猫等を対象とすること。
  - ② 犬・猫等の家庭動物以外の、牛、豚などの家畜等も通常の飼養まで保護されること。

国会議員、政務次官などの御出席を頂き、上記の報告や議論がなされました。上記の報告、シンポジウムを受けて閉会宣言をし閉会をしました。参加者及び関係先に配布をしました。ご参考までに閉会宣言と配布資料のご送付申し上げます。

今後、取り組みが適切になされることを強くお願い申し上げます。